




監査報告書

平成27年5月21日

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 前田敏之様

公益社団法人埼玉県農林公社
監事 松本俊一 

公益社団法人埼玉県農林公社
監事 北野俊明 

公益社団法人埼玉県農林公社
監事 設楽幸裕 

私たち監事は、当公社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの平成26年度の理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第33条第2項の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度の監査を行うに当たり特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続等について、会計監査人からの報告書により、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に監査を行ったことを確かめました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

ア 事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に伴い、当公社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上